もんぶかがくしょう しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう 文部科学 省における 障 害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

でいせい なん がつ にち 平成27年12月25日 もんぶ かがくしょうくんれいだい ごう 文部科学省訓令第31号

^{もくてき} (目的)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 はんほうりったい でき まを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障 がい りゅう きべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん れいわ ねん がっ にちかくぎけってい 害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。 いか まほんほうしん ひじょうきんしょくいん ふく いか 以下「基本方針」という。)に即して、文部科学省職員(非常勤職員を含む。以下 てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ もくてき 「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

などう さべつてきとりあつか きんし (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等により起因する障害を含む。)をいり、かおおなり、と理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日にようせいかつまたしたかいせいかったうとうがいまたしたがいまたしたがいた。 はいがいまた しゃかいてきしょうべき はいぞくてき にち 常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者をよう さべつてきとりあっか と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 ないに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

ごうりてきはいりょ ていきょう(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益をとがいて、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益をとがいて、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益をといがいてきしょうかいようがいした。とうがいした。おり、管害者の権利利益をといがいてきしょうできませんがい、要素をは、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

^{かんとくしゃ せき む} (監督者の責務)

だい じょう しょくいん かちょうそうとうしょく いじょう ちい もの いか かんとくしゃ 第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)

は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、 つぎ かくごう かか じこう じっし 次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- いち にちじょう しつむ つう しどうとう しょうがい りゅう きべつ かいしょう かん 日 常 の執務を通じた指導等により、障 害を理由とする差別の解 消 に関し、そ かんとく しょくいん ちゅうい かんき しょうがい りゅう きべつ かいしょう かん にんしき の監督する 職 員の注意を喚起し、障 害を理由とする差別の解 消 に関する認識を深めさせること。
- に しょうがいしゃとう ふとう さべつてきとりあっか ごうりてきはいりょ ふていきょう たい そうだん く 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦 じょう もうしでとう ばあい じんそく じょうきょう かくにん 情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- きん こうりてきはいりょ ひっようせい かくにん ばあい かんとく しょくいん たい こうりてきはいりょ 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の ていきょう てきせつ おこな しどう 提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとう (懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上では、いはんの義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

- だい じょう しょくいん しょうがい りゅう きべつ かん しょうがいしゃおよ かぞく た 第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう だいじんかんぼうじん じ かけいかくちょうせいはん そうだんまど 関係者からの相談等に的確に対応するため、大臣官房人事課計画調整班に相談窓 ぐち お 口を置く。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、 でんわ ああっくす でんしゅーる くわ しょうがいしゃ たにん こみゅに けーしょん はか さい 電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際 ひつよう たよう しゅだん かのう はんい ようい たいおう に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- *** こう そうだんまどぐち よ そうだんとう そうだんしゃ ぶらいばしー はいりょ かん 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関 けいしゃかん じょうほうきょうゆう はか いご そうだんとう かつよう 係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- だい こう そうだんまどぐち ひつよう おう じゅうじつ はか っと 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

th Lipi th th that (研修・啓発)

だい じょう だいじんかんぽうじん じ かちょう しょうがい りゅう きべつ かいしょう すいしん はか 第7条 大臣官房人事課長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、 しょくいん たい ほう きほんほうしんとう しゅうち しょうがいしゃ はなし き きかい もう ひっ 職員に対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必

要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては障害を理由とする差別の解消に関する基本 でき じょうがい りゅう きべつ かいしょう かん きほん な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては 障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。
- #\Line | th Lip | t
- をいじんかんぼうじんじ かちょう しょくいん たい しょうがい とくせい りかい せいべつ 4 大臣官房人事課長 は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別やねんれいとう はいりょ しょうがいしゃ てきせつ たいおう ひっよう まにゅある かっようとう 年齢等にも配慮しつつ 障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

ふ そく 附 則

くんれい へいせい ねん がつ にち じっし この訓令は、平成28年4月1日から実施する。

ふ そく 別

この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する は、管害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する は、(令和3年法律第56号)の施行の日から実施する。

ぶ紙

もんぶ かがくしょう しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう 文部科学 省 における 障 害を理由とする差別の解 消 の推進に関する対応要 領 にかか りゅうい じこう 係る 留 意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対するごりてきばいりょ ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきばいりょ てい合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提きようとう しゅうかい ボール ある ではいりょ ない おり にした はいりょ はんい できょうとう はんい ぶらいばしー はいりょ はいりょ はんい ボール かっとう はんい ボール がっとう はんい ボール がっと に配慮しつつ 障害者に障害の状況 きる かくにん ちを確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる じむまた じぎょう かんけい しょじじょう おな しょうがいしゃ もの より 事務又は事業 について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利 たん りゅうい てん りゅうい ひつように扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスかくしゅきかいでいきょう きょひ や各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下におこな 行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員は、せいとう りゅう そうとう いな くだいてき けんとう りゅう そうとう に当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解 であなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者、第 きんしゃ けんりりえき あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはっせい ぼうしとう およ もんぶ かがくしょう のよいよう はんじ はがら 大き できょう もくてき ないよう きのう いじとう かんてん かんが くだいてき ばめん じょうきょう 事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に だって総合的・客観的に判断することが必要である。

しょくいん せいとう りゅう はんだん ばあい しょうがいしゃ りゅう ていねい せつめい 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明

するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

世当な理由がなく、不当な差別的取物いに該当するとか考えられる例及び世当な理由があるため、不当な差別的取物いに該当しないとか考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、世当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、情じ述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、世当な理由があり不当な差別的取物いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を兼められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの は、供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を指す。

- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など でものであることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など ではない まつぐら 一律に接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

○ 行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、 ※ 当時ででする。 でいなり、 では、 でいる。 でいない。 しょうがいしゃほんに ないしょう でいない。 こまうがいしゃほんにん ないしょうがい でょうきょう 必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や ほんにん てつづ いしとう かくにん しょうがいしゃほんにん そんがいはっせい ぼうし かんてん 本人の手続きの意思等を確認する。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 第4 合理的配慮の基本的な考え方

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく いか けんりじょうやく だい じょう で 害者の権利に関する条約 (以下「権利条約」という。)第2条において、 こうりてきはいりょ しょうがいしゃ ほか もの びょうどう きそ すべ じんけんおよ きほん 「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本できじゅう きょうゆう また こうし かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ 的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び ちょうせい とくてい ばあい ひつよう 調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失しまた かど ふたん か た又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

一 合理的配慮は、文部科学者の事務文は事業の首的・內容・機能に照らし、必必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務文は事業の首的・內容・機能の本質的な変更には发ばないことに智意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に智意した主で、当該障害者が現に置かれている、状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段技で方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、対応がなされる必要がある。建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応繁を障害者と職員が集に参えていくために、双方がお置いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政にを対応でいる。対応が対応を終めることが可能な対応対応を対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応対応が対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表している対策を表している対応対応を表して対応が可能な対応対応を表して対応が可能な対応対応を表している対応対応が表している対応が対応を表して対応が対応が表している対応が対応が表している対応が対応が表している対応が対応を表して対応が対応が表している対応が対応を表して対応が対応が表している対応が表して対応が対応を表している対応が対応が表して対応が対応が表して対応が対応が表している対応が対応が表して対応が対応が表している対応が対応が表して対応が対応が表している対応が対応が表して対応が対応が表している対応が対応が表している対応が対応が表している対応が対応が表している対応が対応が表している対応が対応が表している対応が表している対応が表している対応が表している対応が表している対応が表して対応が対応が表している対応が表しな対応がある。

が考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、結論、状態等に配慮するものとし、特に障害のある安性に対しては、障害があることに加えて安性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別に、第四号に示す環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの制減・効率化につながる点は重要である。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表が、これなんには、にはないにようがいしゃ。かぞく、支援者・介助者、法定代理人等、はない。 しょん しょん しょん なん はまかい しょうがいしゃ かぞく しょんしゃ かいじょしゃ ほうていだいりにんとう 明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、こみゅにけっしょん しょん もの ほんにん ほき おこな いし ひょうめい ふくコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会できしょうへき じょきょ ひつよう めいはく はあい 障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かた 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体ではようきょうになったなど、他別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体ではようきょうになった。 なんだん ちょうきょう おう にんだん いっぱ にゅん にょうきょう おう にんだん いっぱ にゅん にょうきょう おう にんだん ちょう をゅっかんてき はんだん いっぱ にんじて総合的・客観的に判断することが必要である。 職員は、かじゅう なたん あまな と判断した場合は、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員とし、理解を得るよう努めるなどが望ましい。その際には前述のとおり、職員としまうがいた。 をもばる できまばる そのちょう には前述のとおり、職員と 世経の人ではないます。 ながら、建設的対話を通じて相互りがいたはから、大きないます。 ながら、建設的対話を通じて相互りがいたはから、人代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ 事務又は事業 への影響の程度 (事務又は事業 の目的、内容、機能を損なうかいな 否か)
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひょう s th ていど 費用・負担の程度

だい ごうりてきはいりょ れい第6 合理的配慮の例

ごうりてきはいりょ れい 合理的配慮の例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、第4で示した合理的配慮の性質を踏まえ、提供する内容は具体的場面や状況に応じて柔軟に検討するものであること、意識されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

ごうりてきはいりょ あ う ぶつりてきかんきょう はいりょ れい (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- はいかだな たか ところ お ばん ふれっととう と わた ばん ふれっととう いち 配架棚の高い 所に置かれたパンフレット等を取って渡す、パンフレット等の位置 たった を分かりやすく伝えるなどする。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、 ばんご きゅう きょり いちど 前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が を対を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が を対し、 とうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい たいおうまどぐち ちか ながいす い 困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移 動させて臨時の休憩スペースを設ける。

- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難 情 報等の緊 急 情 報を聞くことが 災害や事故が発生した際、館内放送で避難 情 報等の緊 急 情 報を聞くことが まずか ちょうかくしょうがい ちの たい でんこうけいじばん て が ぼ ー どとう もち 難 しい 聴 覚 障 害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分 あんない ゆうどう はか かりやすく案内し誘導を図る。
- イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取ったうえで、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに はうじてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人 の希望に応じて同性の職員が案内する。

ですりてきはいりょ あ う じょうほう しゅとく りょうおよ いしそつう はいりょ れい (合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等の ニュミュニケーション手段やUDフォントへの変更等の工夫を用いる。
- かいぎ しりょうとう てんじ かくだいも じとう さくせい さい おのおの ばいたいかん ベー じ 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ ばんごうとう こと うゅうい しょう 番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- しかくしょうがい いいん かいぎ しりょうとう じぜんそうぶ さい よ あ そ な と たいおう 視覚 障 害のある委員に会議資 料 等を事前送付する際、読み上げソフトに対応で でんしで ー た てき す とけいしき ていきょう きるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 意思疎通が不得意な 障 害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- たゆうしゃじょう つうじょう こうとう おこな あんない かみ めも わた かた ○ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- しょるいきにゅう いらいじ きにゅうほうほうとう ほんにん め まえ しめ わ ま と と と と ま 類記 入 の依頼時に、記 入 方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記 ばらっ でんたっ ばらい だいどく だいひっ はいりょ おこな で 伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を 行う。
- ひゅひょうげんとう にがて しょうがいしゃ たい ひゅ にじゅうひていひょうげん もち ぐたい ○ 比喩 表 現等が苦手な 障 害者に対し、比喩、二 重 否定 表 現などを用いずに具体 でき せつめい 的に説明する。

るなどの配慮を 行 う。

るーる かんこう じゅうなん へんこう れい (ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- じゅんばん ま にがて しょうがいしゃ たい しゅうい もの りかい え うえ てつづ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き 順を入れ替える。
- た れっ なら じゅんばん ま ばあい しゅうい もの りかい え うえ とう 立って列に並んで 順 番を待っている場合には、 周 囲の者の理解を得た上で、当 がいしょうがいしゃ じゅんばん く べっしっ せき ようい 該 障 害者の 順 番が来るまで別室や席を用意する。
- すくり ん しゅわつうやくしゃ ばんしょとう み すくり んとう ちか せき スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を 確保する。
- しゃりょうじょうこうばしょ しせつでいりぐち ちか ばしょ へんこう 車 両 乗 降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- たにん せっしょく たにんずう なか きんちょうとう ほっきとう ばあい 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、とうがいしょうがいしゃ せっめい うえ しょうがい とくせい しせつ じょうきょう おう べっしつ じゅんび 当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎとう じょうほうかんり かか たんぽ え 非公表 又は未公表 情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、ずかじゅつの観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める単出があった 場合に、デジタル機器の特込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を持つ うことなく一律に対応を断ること。
- イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあった ら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断るこ

上。

- 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう がなった。 対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみ で手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービス を介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- 介助を必要とする障害者から、セミナーの受講に当たり介助者の同席を求める もうしで 申出があった場合に、当該セミナーが受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情等を確認することなく、 ・ 一律に介助者の同席を断ること。
- 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーン や板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の 産業を外くほなどの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断 ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を 断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- イベント当日に、視覚障害のある者から職貨に対し、イベント芸場的を付き添ってブースを回ってほしい管頼まれたが、混雑時であり、対応できる人質がいないことから対応を断ること。(過重な貧損(人的・体制上の制約)の観点)

第7 留意点

別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法はは、はんだんに反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。